

寄附金の損金算入に関する明細書

事 業 年 度	・	・	法人名	
---------	---	---	-----	--

別表十四(二) 令五・四・一以後終了事業年度分

公益法人等以外の法人の場合				公益法人等の場合			
一 般 寄 附 金 の 損 金 算 入 限 度 額 の 計 算	支 出 し た 寄 附 金 の 額	指 定 寄 附 金 等 の 金 額 (41の計)	1	損 金 算 入 限 度 額 の 計 算	支 出 した 寄 附 金 の 額	25	円
		特定公益増進法人等に対する寄附金額 (42の計)	2		長期給付事業への繰入利子額	25	
		そ の 他 の 寄 附 金 額	3		同上以外のみなし寄附金額	26	
		計 (1) + (2) + (3)	4		そ の 他 の 寄 附 金 額	27	
		完 全 支 配 関 係 が あ る 法 人 に 対 す る 寄 附 金 額	5		計 (25) + (26) + (27)	28	
		計 (4) + (5)	6		所 得 金 額 仮 計 (別表四「26の①」)	29	
		所 得 金 額 仮 計 (別表四「26の①」)	7		寄 附 金 支 出 前 所 得 金 額 (28) + (29) (マイナスの場合は0)	30	
	寄 附 金 支 出 前 所 得 金 額 (6) + (7) (マイナスの場合は0)	8	同 上 の $\frac{2.5 \text{又は} 1.25}{100}$ 相 当 額	31			
	同 上 の $\frac{2.5 \text{又は} 1.25}{100}$ 相 当 額	9	〔 $\frac{50}{100}$ 相当額が年200万円に満たない場合 (当該法人が公益社団法人又は公益財団法人である場合を除く。) は、年200万円 〕	31			
	期 末 の 資 本 金 の 額 及 び 資 本 準 備 金 の 額 の 合 計 額 又 は 出 資 金 の 額 (別表五(一)「32の④」+「33の④」)	10					
	同 上 の 月 数 換 算 額 (10) × $\frac{1}{12}$	11	公 益 社 団 法 人 又 は 公 益 財 団 法 人 の 公 益 法 人 特 別 限 度 額 (別表十四(二)付表「3」)	32			
	同 上 の $\frac{2.5}{1,000}$ 相 当 額	12	長 期 給 付 事 業 を 行 う 共 済 組 合 等 の 損 金 算 入 限 度 額 ((25)と融資額の年5.5%相当額のうち少ない金額)	33			
	一 般 寄 附 金 の 損 金 算 入 限 度 額 ((9) + (12)) × $\frac{1}{4}$	13	損 金 算 入 限 度 額 (31)、(31)と(32)のうち多い金額)又は((31)と(33)のうち多い金額)	34			
特 定 寄 附 金 支 出 前 所 得 金 額 の $\frac{6.25}{100}$ 相 当 額 (8) × $\frac{6.25}{100}$	14	指 定 寄 附 金 等 の 金 額 (41の計)	35				
期 末 の 資 本 金 の 額 及 び 資 本 準 備 金 の 額 の 合 計 額 又 は 出 資 金 の 額 の 月 数 換 算 額 の $\frac{3.75}{1,000}$ 相 当 額 (11) × $\frac{3.75}{1,000}$	15	国 外 関 連 者 に 対 す る 寄 附 金 額 及 び 完 全 支 配 関 係 が あ る 法 人 に 対 す る 寄 附 金 額	36				
特 定 公 益 増 進 法 人 等 に 対 す る 寄 附 金 の 特 別 損 金 算 入 限 度 額 ((14) + (15)) × $\frac{1}{2}$	16	(28)の寄附金額のうち同上の寄附金以外の寄附金額 (28) - (36)	37				
特 定 公 益 増 進 法 人 等 に 対 す る 寄 附 金 の 損 金 算 入 額 ((2)と(14)又は(16)のうち少ない金額)	17	損 金 算 入 限 度 額 (20) - (9) 又は (13) - (17) - (18)	38				
指 定 寄 附 金 等 の 金 額 (1)	18	国 外 関 連 者 に 対 す る 寄 附 金 額 及 び 完 全 支 配 関 係 が あ る 法 人 に 対 す る 寄 附 金 額 (19)	39				
国 外 関 連 者 に 対 す る 寄 附 金 額 及 び 本 店 等 に 対 す る 内 部 寄 附 金 額 (4)の寄附金額のうち同上の寄附金以外の寄附金額 (4) - (19)	19	計 (38) + (39)	40				
損 金 算 入 限 度 額 (20) - (9) 又は (13) - (17) - (18)	20						
同 上 の うち 損 金 の 額 に 算 入 さ れ ない 金 額 (20) - (9) 又は (13) - (17) - (18)	21						
国 外 関 連 者 に 対 す る 寄 附 金 額 及 び 本 店 等 に 対 す る 内 部 寄 附 金 額 (19)	22						
完 全 支 配 関 係 が あ る 法 人 に 対 す る 寄 附 金 額 (5)	23						
計 (21) + (22) + (23)	24						

指 定 寄 附 金 等 に 関 す る 明 細

寄 附 し た 日	寄 附 先	告 示 番 号	寄 附 金 の 使 途	寄 附 金 額
				41
				円
計				

特 定 公 益 増 進 法 人 若 し く は 認 定 特 定 非 営 利 活 動 法 人 等 に 対 す る 寄 附 金 又 は 認 定 特 定 公 益 信 託 に 対 す る 支 出 金 の 明 細

寄 附 し た 日 又 は 支 出 し た 日	寄 附 先 又 は 受 託 者	所 在 地	寄 附 金 の 使 途 又 は 認 定 特 定 公 益 信 託 の 名 称	寄 附 金 額 又 は 支 出 金 額
				42
				円
計				

そ の 他 の 寄 附 金 の うち 特 定 公 益 信 託 (認 定 特 定 公 益 信 託 を 除 く。) に 対 す る 支 出 金 の 明 細

支 出 し た 日	受 託 者	所 在 地	特 定 公 益 信 託 の 名 称	支 出 金 額
				円